

食 品 安 全 委 員 会 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会

第 25 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 6 月 10 日（火） 14:00～15:50

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

（１）緊急時対応マニュアル等の改正について

（２）平成 20 年度緊急時対応訓練計画について

（３）「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」について

（４）その他

4. 出席者

（専門委員）

元井座長、小泉座長代理、青木専門委員、生出専門委員、岡部専門委員、
春日専門委員、吉川専門委員、黒木専門委員、小澤専門委員、近藤専門委員、
山本専門委員

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、廣瀬委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、酒井情報・緊急時対応課長、磯貝情報・緊急時対応課長補佐

5. 配布資料

資料 1－1 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」と「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」について

資料 1－2 緊急時対応マニュアル改正案の概要

資料 1－3 緊急時対応マニュアルの改正事項と該当部分及び新旧対照表

- 資料 2 平成 20 年度緊急時対応訓練について（案）
- 資料 3 緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について（ヒアリング実施計画案）
- 資料 4－1 日本中毒情報センターの活動状況（黒木専門委員資料）
- 資料 4－2 受付登録用紙
- 資料 4－3 急性中毒症例調査用紙
- 資料 4－4 2002 年集団中毒受診報告
- 参考資料 1－1 食品による危害に関する緊急時対応基本要綱及び食品安全関係府省緊急時対応基本要綱と各府省緊急時対応マニュアルとの関係
- 参考資料 1－2 食品による危害に関する緊急時対応基本要綱
- 参考資料 1－3 食品による危害に関する緊急時対応実施要綱
- 参考資料 1－4 食品による薬物中毒事案の再発防止策について（平成 20 年 2 月 22 日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ）
- 参考資料 2 : 平成 20 年度緊急時対応訓練計画

6. 議事内容

○元井座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 25 回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は、内田専門委員、熊谷専門委員が御都合により欠席されておりますが、11 名の専門委員の先生に御出席していただいております。

本日の議事に入ります前に、当専門調査会の専門委員に交代がございましたので御紹介します。飯島康典専門委員が御退任され、代わりに 5 月 20 日付で日本薬剤師会の副会長の生出泉太郎専門委員をお迎えしております。

生出専門委員、自己紹介をお願いいたします。

○生出専門委員 ただいま御紹介いただきました、日本薬剤師会副会長の生出と申します。飯島先生に代わりまして務めることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○元井座長 ありがとうございます。

また、事務局にも異動があったとのことですので、御紹介をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、この 4 月に事務局長及び担当補佐の異動がございましたので、私の方から御紹介をさせていただきます。

まず、事務局長の栗本でございます。

担当補佐の磯貝でございます。

○元井座長　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐　それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料が9点、参考資料が5点ございます。

資料1－1「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」、

資料1－2「緊急時対応マニュアル改正案の概要」、

資料1－3「緊急時対応マニュアルの改正事項と該当部分及び新旧対照表」、

資料2「平成20年度緊急時対応訓練について（案）」、

資料3「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について」、

資料4－1、4－2、4－3、4－4関係が、黒木先生の日本中毒情報センターの活動状況等のプレゼン資料。

参考資料といたしまして、参考資料1－1「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱及び食品安全関係府省緊急時対応基本要綱と各府省緊急時対応マニュアルとの関係」、

参考資料1－2「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」、

参考資料1－3「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」、

参考資料1－4「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」、

参考資料2「平成20年度緊急時対応訓練計画」、

以上を用意させていただいております。

なお、机上に配付しております「緊急時対応法令規程集」は、調査会終了後こちらで保管いたしますので、よろしくお願いいたします。

資料の不足等がございましたら、事務局の方までお申し付けください。よろしくお願いいたします。

○元井座長　不足等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りたいと思います。本日の最初の議事は、緊急時対応マニュアルの改正についてです。これまで、この専門委員で審議を行い、食品安全関係府省、緊急時対応基本要綱を始め、緊急時対応のマニュアルが整備されてきたところです。このマニュアルは、訓練あるいは緊急時対応の検証の結果により、必要に応じて見直しを行うこととしております。今回は、前回の専門調査会で報告のありました、中国産食品による

薬物中毒事案への対応や、その後の動きを踏まえての改正となるのですが、内容については事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長　今、座長の方から御説明がございましたとおり、食品安全委員会並びにリスク管理機関の緊急事態への対処についての定めということで、要綱等が決まっております。具体的に申しますと、まず内閣府の方ですが、関係府省緊急時対応基本要綱が1つ、委員会の緊急時対応基本指針が1つ、緊急時対応本部設置要領が1つ、それに加えて、関係省庁の食中毒等緊急時対応実施要綱、更に食品安全委員会の食中毒等緊急時対応実施指針ということで作成しておりまして、体制の整備を図ってきたところでございます。

今お話がありましたように、必要に応じて見直しを行うことになっておりますが、今年になりまして複数の事案が発生しておりますので、それに伴った対応を行いたいということでございます。

1つ目、中国産食品による薬物中毒事案への対応を踏まえての改正でございます。御承知のとおり、この事案につきましては、消費者行政を広く取り扱う内閣府国民生活局が中心になって、政府一体となって取り組んできたわけでございますけれども、4月23日に食品による危害に関する緊急時対応基本要綱が、食品危害情報総括官申し合わせという形で制定されたところであります。この新たにできました基本要綱に対応するため、既存の規程の改正が必要になったということでございます。

また併せまして、緊急時の対策本部を設置する際の関係府省の緊急協議につきましても、より幅広い情報を基に、食品安全担当大臣が判断でき得るように改正を行いたいと考えております。

3点目、今年2月におきました自衛艦と漁船との衝突事故を受けまして、緊急事態を認知した際の官邸への情報伝達について、各省で規定を見直し、必要があれば改正を行うこととされております。

このため、食品安全委員会としましても、運用上は報告体制を整えてきたところでございますけれども、この機会にマニュアル等でも明記したいと考えておりまして、併せて改正を行いたいということでございます。

改正のポイントについては以上でございますが、詳細につきましては、磯貝から説明をさせていただきます。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐　それでは、私の方から説明させていただきます。

まず、既存の要綱の概要と合わせて説明させていただきますので、資料1－1と参考資

料 1－1 と参考資料 1－4 の御準備をお願いいたします。

参考資料 1－1 に、既存の食品安全委員会関係の要綱に基づき策定された指針との関係が整理されております。食品安全基本法の制定を受けて、食品関係府省緊急時対応基本要綱は、緊急時が発生した場合の国の対処の在り方を規定しております。緊急事態が発生した場合の緊急対策本部の設置に関する手続、そして、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の共通の対応を規定しております。また、指針は要綱に基づきまして、各省庁の個別の対応を規定したものでございます。

例えば食品安全委員会緊急時対応基本指針におきましては、委員会における緊急時対応に係る基本的な事項を規定しております。

参考資料 1－4 の 3 ページをお願いします。これは先般の食品による薬物中毒事案を受けまして、本年 2 月 22 日、食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚申し合わせが行われました。その際、緊急時の連絡体制の強化のため、食品による危害に関し緊急時の対応が必要と思われる事態が発生した際に、担当大臣（国民生活）の下に食品危害情報総括官を招集し、情報の収集・分析を行うとともに、内閣官房長官及び食品安全大臣と協議の上、緊急の対策を講じることが決定されました。

本決定に基づきまして、本年 4 月 23 日に、参考資料 1－2 以下に示します、食品による危害に関する緊急時対応基本要綱などが定められ、新たな対応の枠組みが設けられたものでございます。

まず、食品による危害に関する緊急時対応基本要綱策定に伴う改正について説明させていただきます。

ここでの私の説明につきましては、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱を「食品安全委員会要綱」、そして食品による危害に関する緊急時対応基本要綱を「国民生活局要綱」と、あえて省略して説明させていただきたいと思います。

まず、国民生活局要綱と食品安全委員会要綱の違いを説明いたします。

資料 1－1、ここには両要綱の定義、関係府省、緊急事態等への対応の概要が示されております。

定義でございますが、食品安全委員会要綱におきまして、緊急事態とは、食品の摂取を通じて、国民の生命または健康に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するため、緊急の対応を要するときとする。

具体的には 3 つの要件のいずれかに該当する必要がございます。

①は、被害が大規模または広域であり、かつ食品安全委員会及びリスク管理機関の相互

間において対応の調整を要すると考えられる事案。

②は、科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、または生じるおそれがある事案。

③は、①または②に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案でございます。

一方、国民生活局の要綱につきましては、ここに書かれておりますように、緊急事態とは、被害が重大または広域である事案、その他社会的反響が大きい事案など、食品の摂取を通じて、国民の生命または健康に重大な被害が生じ、または生ずるおそれがある事案であり、かつ事案の性質が明らかでない事案（以下「重要事案」という。）について、消費者の安全の確保の観点から、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事態とするということが規定されております。

ここで、国民生活局の要綱におきます「事案の性質が明らかでない」という部分につきましては、犯罪性が否定できないことなどが含まれまして、先般の中国産ギョウザ事件や、4月に発生いたしました清涼飲料水の異物混入事件などが対象とされます。

また、中段にございます関係府省でございますが、食品安全委員会の要綱では、環境省が明示されておりますが、国民生活局要綱では文部科学省、その他事務局として内閣府国民生活局、それらを食品危害情報統括官と明示しております。

緊急事態等への対応でございます。食品安全委員会要綱におきましては、例えば関係府省からの情報が食品安全委員会から大臣への報告に際して、必要が認められる場合という条件が出されております。

また、食品安全担当大臣が緊急時対策本部の設置を決める場合にも、閣僚級による総合的な対処が必要であると認める場合とされております。

一方、国民生活局の要綱におきましては、各省からの情報について、内閣府特命担当大臣、国民生活局が緊急事態に該当すると判断した場合に、臨時食品被害情報総括官会議を開催することになっております。

また、その他、対策本部の構成員につきましても、食品安全委員会の要綱では本部構成員を閣僚級、国民生活局の要綱では総括官として局長級を明示しております。なお、NBCテロ、いわゆる食品を介したバイオテロが発生した場合の対応につきましては、内閣官房が中心となり、緊急事態に対する政府の初動体制という既存の枠組みで政府一体として対応することとされております。

参考資料1－1に戻りますが、今回の要綱の改正につきましては、下段の方に示してお

ります2つの要綱の関係を整理すること。また、国民生活局の要綱を受けました食品安全委員会の具体的な対応を示した指針を整備することが必要となりました。

今般、関係省庁から2つの要綱ができたことにより、食品安全委員会、国民生活局に、危害に関する情報が要ります。このため、2つの要綱、事務局の存在により、かえって対応の遅延等を招かないために以下の対応を取る予定でございます。

机上配付資料を御覧ください。これは、文言等について未定稿でございますので、会議終了後回収させていただきます。

ここで食品安全委員会が情報を入手した際の対応について規定しております。

1、食品安全委員会事務局、情報・緊急時対応課は、リスク管理機関から、国民生活局要綱で定める重要な事案となる可能性のある事案の報告を受けた場合は、直ちに内容を確認した上、当該情報の受信について、国民生活局要綱の事務担当課に確認を行います。情報が来たかどうかの確認を行います。

2、食品安全委員会の情報・緊急時対応課は、リスク管理機関より重要事案となる可能性の情報の通報を受けた際に、食品安全委員会の要綱に基づく対応が適当（ふさわしい）かを検討し、その検討結果を直ちに国民生活局要綱の事務担当課に連絡いたします。

2の判断を行う際に、食品安全委員会の事務局、情報・緊急時対応課は以下の点を考慮すること。

食品安全委員会要綱に基づく対応する事案は、事案の性質が明らかでない、いわゆる犯罪性が否定できない案件や事案を除きまして、例えば微生物汚染の可能性が高いもの。自然毒など、非意図的な汚染による、科学的な知見を要する対応が必要な事案とする。こうした内規で対応する予定でございます。

具体的な文言につきましては、今後精査してから確定する予定でございます。

続きまして、具体的な改正について説明させていただきます。

資料1－2、緊急時対応マニュアルの改正の概要、両面印刷の縦の1枚紙でございます。国民生活局の要綱の策定に伴います、食品安全委員会の要綱の改正でございます。

1につきましては、両要綱の関係を整理するため、食品安全委員会の前文に国民生活局の要綱で対応する場合は食品安全委員会の要綱で対応しないということを明記いたします。

具体的には、改正案の方に下線書きで国民生活局基本要綱に基づいて対応するものについては、本要綱によらないこととするという下線部を追加いたします。

また、食品安全委員会の要綱に基づくマニュアルについても、国民生活局の基本要綱に対応させるように改正をいたします。

追加として、本指針に準じて対応できるように、名称等の読み替え規定を設けます。食品安全委員会の指針では、厚生労働省、農林水産省等、リスク管理機関と定義しておりますが、これを国民生活局要綱で規定しております、食品危害情報統括官を置かれている関係府省と読み替えます。

その他、関係府省が食品安全委員会の要綱におきましては、環境省が入っておりますが、それを内閣府国民生活局消費者安全課及び文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課と名称を規定いたします。

②、食品安全委員会側の情報の連絡方法につきましては、国民生活局要綱と整合性を取る体制を取ります。

以上が指針の関係の改正でございます。

裏面をお願いいたします。2として、緊急事態の発生に際して、食品安全担当大臣が必要と認めるときに、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を実施、必要に応じ緊急対策本部の設置の決定に際して、食品安全担当大臣による緊急協議、緊急対策本部の設置要件の改正でございます。現行の規程では、緊急協議の要件として、委員会からの報告またはリスク管理機関からの要請に基づくと規定されております。

それ以外の幅広い情報を基に、食品安全担当大臣が判断できるということを明確にするため、委員会からの報告またはリスク管理機関からの要請に基づきの部分を削除いたします。

具体的に改正が必要な要綱等につきましては、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、緊急対応本部設置要領、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱となります。

3として、内閣情報調査室への報告等でございます。これは、2月に発生いたしました自衛艦と漁船との衝突事故に際して、閣僚や官邸への報告の遅れが課題となり、平成15年11月21日付の閣議決定の緊急事態に対する政府の初動体制におきまして、関係省庁は緊急事態及びその可能性のある事態を認知した場合、直ちに内閣情報調査室（内閣情報集約センター）へ報告することが定められております。改めて周知徹底と、各省からの官邸への情報伝達体制の見直しが求められました。

食品安全委員会といたしまして、委員会の緊急時の連絡ルートに内閣情報調査室を連絡先として明記いたしました。今般、更に緊急事態を認知した際の情報の伝達体制を、指針上にも明記することとした次第でございます。

続きまして、具体的な要綱・指針の改正箇所について説明させていただきます。資料1－3を御覧ください。緊急時対応マニュアルの改正事項と該当部分及び新旧対照表でござ

います。

まず1ページ目には、先ほど説明いたしました3つの項目、改正内容として「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」策定に伴う変更、緊急対策本部の設置要件の改正、内閣情報調査室への報告手順の明確化に関した3項目につきまして、改正が必要な要綱、必要なページ等を横表に記載しております。対応が必要なのは、食品安全委員会の基本要綱、緊急対応本部設置要綱、食品安全委員会の緊急時対応基本指針、食中毒事件に特化した食品安全関係府省の食中毒等緊急時対応実施要綱、それに基づく食品安全委員会の実施指針につきまして、それぞれ対応する部分について規定させていただいております。

2ページ、こちらは先ほど説明した以外の改正部分を説明させていただいております。本要綱策定以降、農林水産省の名称の組織が変更になりました。その部分につきまして、所要の改正を行います。

中段でございます、食品による危害に関する国民生活局要綱に定める危害情報の報告シート、食品安全委員会要綱で規定している報告様式につきまして、両様式を共通様式に定めるため、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱のシート部分の改正を行います。

食品安全委員会事務局の情報・緊急時対応課による、主に農林水産省所管の研究機関等の情報収集先が組織変更になりましたので、それを受け名称の改正を行います。

詳細につきましては、3ページを御覧ください。これは、食品安全委員会の要綱でございますが、改正案の前文におきまして、先ほど説明いたしましたように、国民生活局の要綱で対応した場合は、本要綱によらない部分を規定させていただきます。

4ページ、農林水産省の組織の名称の変更によります改正部分でございます。

5ページ、緊急時対応本部の設置等に際して、委員会からの報告またはリスク管理機関からの要請の部分の削除についての部分でございます。

以上が改正部分の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○元井座長 ただいま事務局の方から、要綱の改正に伴う経緯や、改正の内容の違い、あるいは手続処理上の取り決め、また具体的な改正点などの御説明がありました。ただいまの御説明に対しまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。

質問等、ございませんでしょうか。

それでは、幾つか改正点があるようなので、主要な改正点に従って御検討いただきたいと思います。まず、国民生活局の要綱ですけれども、食品による危害に関する緊急時対応基本要綱が新たに整備されたということで、この要綱に従い対応する事案については、食品安全委員会の要綱では対応しないということですね。それが改正点の1つの大きなポイ

ントだと思います。

また、この新しい要綱に基づいて各省で整備するマニュアル、基本指針については、既存の食品安全委員会緊急時対応基本指針を準用して対応するということですが、この考え方について御意見等はございませんでしょうか。

改正点はありますけれども、基本指針を準用するということによろしいでしょうか。

それでは、次に緊急対策本部を設置するための緊急協議の実施につきまして、これまで委員会からの報告またはリスク管理機関からの要請に基づいて、食品安全担当大臣が必要と認める場合において緊急協議を実施するとしておりましたけれども、幅広に情報を取り入れるということで、これを緊急事態発生に際し、食品安全担当大臣が必要と認める場合に実施すると改正するということについては、いかがでしょうか。この改正によって関係府省で連携して対応すべき事案に対して、食品安全担当大臣自らの判断が非常に重要になると考えられるわけですが、その辺の御意見はございませんでしょうか。

これで対応してよろしいでしょうか。小泉専門委員、いかがでしょうか。

○小泉座長代理 大変複雑な構成になってしまったのではないかと考えております。もう十分検討なさった上でこの調査会に出されているんでしょうから、私がここで何か申し上げても混乱してしまうという危惧はあるんですけれども、このお話を伺ったときに率直に申しまして、1つの事案について頭が2つになってしまって、どちらの方が主導権を取るのかという事態になるのではないかとというのが、まず直感として思いました。

食品安全委員会に国民の目から見て大変な期待を持っていただき、今日まで約5年来たわけですが、ここでまた別のルートができるということは、事案は1つなわけですから、その中で関係府省の大臣の方で、案件の取り扱いと言ってしまう言葉が悪いかもしれませんが、そういう事態になって、結局が一番困るのは国民ではないかと思います。この辺はどういう経緯を経てこういう御提案になったのでしょうか。条文の御説明とか、それはそのとおりだと思いますけれども、むしろ背景が、確かに中国のギョウザ事件がきっかけだということはわかりますけれども、今の食品安全委員会のこれまで積み上げてきたもので、どうして対応できないのかというのが、私がこれを伺ったときの印象です。

それと犯罪性が否定できない場合が、国民生活局の方の案件になるということですが、犯罪性が否定できないかどうかということ判断するまでに、また時間がかかるでしょうから、そうするとその間は食品安全委員会の方の基本要綱で行くとなると、途中で、どうも犯罪性がにおうということになって、これまでやってきたものが国民生活局の方に持って行かれるのか、その辺の仕切りはどうなるのか、そういう疑問を持っております。

○元井座長　ただいま、小泉専門委員の方から、頭が2つある、2つの要綱ができたということで動きにくいのではないかと。それに対して国民はどういうふうに反応するか。その辺が危惧するところであるということと、犯罪性とかかわりが判明する前と犯罪性とかかわりが明らかになった後での対応の担当が変わることになるのでそのあたりで混乱が生じないかなどのご意見が出されました。

その辺の見極めというのはいかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長　事務局の方からお答えを申し上げます。まず、この規程を設けるに当たりいろいろ議論している中で、一番のポイントは漏れがないように対応したい。あらゆる事案について、どちらかのルールできっちりと対応できるようにするというのを基本に考えております。

したがって、お互いに重複があるように見えますが、それについては閣僚間、あるいは事務局、具体的にいいますと緊急時対応課と国民生活局消費者安全課でございますが、担当課の方で発生当初から連絡を密に交通整理するということを相互に申し合わせておりまして、それで対応したいと考えております。

その1つの形として、先ほど磯貝が御説明しました机上配付のペーパーでございますが、内規としてきっちり明文化して、こちらの事務局としては対応に齟齬のないようにしてまいりたいということでございます。

前回の専門調査会でもお話しましたように、今回の事案については、やはり中国産であって、当初、警察が事態を把握されておられたということで、警察が原因究明についても最終的な役割を果たすような事案になってまいりましたので、警察の関与が極めて重要でございます。また、外交的な解決手段も必要だということで、外務省も絡んでくるということで、これについては従来のスキームではなかなか想定していなかった部分でもあったということでございまして、今回の規定に基づきまして、そういった事態にもきっちりと対応できるようになったということで、政府の体制が万全になったのではないかと考えております。

やはり懸念は、先ほど各専門委員がおっしゃりますように、仕分け、あるいは主導権争いでの要らぬ混乱、そこだと思っておりますが、それについては先ほど来申しておりますように、各段階でのすり合わせによって解決していきたいと考えております。

あと犯罪性は最初わからないではないかと。途中から変化があった場合にはどうするんだというお話でございますけれども、これにつきましても、先ほどのような双方のネットワークがございますので、たとえ途中で対策本部が切り替わったとしても、混乱のないよ

うに移行させていくということできっちり対応していきたいと思います。最初の事案の把握、その時点で判断して、きっちりと責任の部署を決めて対応した上で、もしも違う対応が必要だという事態になりましたら、その時点で適切に判断しながら、移すのなら移す、引き続きやるなら拡充しながら実施するということを整理して、漏れのないようにするというところでございます。

最初に申しましたように、国民の食に対する不安が生じたときに、漏れなく対応するというのが本意でございまして、若干規定上複雑な点はございますけれども、そこは運用の部分でカバーしていくということで解決したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○元井座長 今、こういう御説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。

山本専門委員、どうぞ。

○山本専門委員 私も小泉専門委員と同じ危惧を抱いております、全く同じ意見であったんですけども、今の御説明ですと、この新しい要綱ができたというのは、結局、今回の中国産冷凍ギョウザなどの件が、今までの枠組みではなかなかうまく対応ができなかったことがあるのかということが1つ。

そうしますと、今度東北、北陸での急性脳症多発事例のスギヒラタケのようなタイプのものが起こった場合には、どちらが対応するのか。そういう具体的な事例の場合はどうなるのか。その点をお伺いしたいと思います。

○元井座長 事務局いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 お答え申し上げます。御指摘の1点目、従来、対応できなかったのかという御質問に関しては、事案についてよく御承知のとおり、最初、兵庫県で発生して、保健所もつかんではおられたんですが、有機リン中毒ということで、家庭内での争いの可能性もあるということで、警察の案件だということで整理して、厚生労働省のルートでは正式に上がってきてなかったと伺っております。

私ども政府の方で把握したのが1月30日ということで、厚生労働省も半日ぐらいの差で知った事案だということでございます。最初から警察が動いておられた事案でございまして、従来の要綱では基本的に想定していなかったと言えると思います。

仮に保健所の方から事案として上がってきていれば、恐らく従来のスキームで動いていたのではないかと。想像ですけれども、仮定ですけれども、そういうふうを考えておりますが、政府全体で知った時点でもう警察マターであった。また、中国産ということがはっきりしたということでございまして、外務省も絡むということになりますと、従来のスキ

ームの中ではなかなか想定しにくい状況であったのは事実だと思います。

それを踏まえて、その夜ですけれども、急遽関係府省が集まりまして、新たなスキームで対応しようというルールを決めて実施した。国民生活局の規程は、後付けというんでしょうか、その実態を整理するためのルールということでございます。

結果的にいいますと、御指摘のとおり従来のスキームでは対応し切れなかった。あるいは想定外だったというのは事実であろうかと思います。ただ、それをカバーするために関係府省が集まって対応した。その中に警察も外務省も文科省も入っていたということでございますので、そういった部分では政府一体となって対応はできたんだと思うんですが、そのルールがなかった。それを明文化したのが今回の新しい規程だと御理解いただきたいと思います。

スギヒラタケの件については、先ほど磯貝もお話ししましたように、確かに食品を介して事案が不明ということに当たるのかもしれませんが、キノコだというのがある程度想定ができれば、従来のスキームで対応できる部分ではないか。具体的にいいますと、保健所なりが把握して、それを厚労省を通じてこちらの食品安全委員会の方のマニュアルでの対応が行われるのではないかと考えてはおります。

○元井座長 今の御説明でよろしいですか。

○山本専門委員 大体わかりましたけれども、一点だけ、こういうふうに2つとか、複数のスキームが関係すると、往々にしてどちらがそのボールを拾うのか、どちらもすくんでしまってお互いに相手が拾うと思う。そういうことだけは絶対あってはいけないと思いますので、漏れはないように、重複はあっても別に構わないと思うので、それをおそれずに、少なくとも漏れだけはないように運用していただければと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。確かに主導権争いの逆で、押し付け合いというのもあり得ることですので、そういうことのないように両課でよく相談して対応したいと思います。

○元井座長 その他、改正点についての御意見等はございませんでしょうか。ここは修正すべきであるとか、そういう点はございませんか。

小泉専門委員どうぞ。

○小泉座長代理 資料1-3、基本要綱対照表の5ページで赤字で削除されているところですが、これをあえて削除された理由は何々でしょうか。削除しなくても、委員会からの報告、またはリスク管理機関からの要請に基づくほかとかしてしまえば、いろんなルートからの情報に基づいて緊急対応本部の設置という可能性が増えるわけで、より消費

者という目から見たら安全ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○元井座長 事務局いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 御指摘の点は、我々内部でもいろいろ議論している中で、そういう考えもございました。ただ、原文が緊急事態の発生に際し、閣僚級により総合的に対処が必要であると認められる場合にはというふうに、この部分を削除するとすっきり読めますので、あらゆる場合に対応できるだろうということでございまして、従来の委員会からの報告、あるいはリスク管理機関の要請に基づくものを排除するという意味では勿論ないわけで、あらゆるものについて対応できるようにということでございますので、むしろ条文上の整理として、こういう基づきの部分を削除すれば、あらゆる場合に対応できるので、規定上問題ないのではないかという意見が強かったため削除する案を選択しました。先ほど言われましたように、委員会からの報告、またはリスク管理機関の要請などに基づきに加筆するといった対応でも規定上構わないと思うんですが、削除の方を選択したということでございます。

御質問の点はよくわかりますけれども、繰り返しになりますけれども「際し、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には」ということで、すっきりとあらゆる場合に対応できるように読めますので、むしろその方が規定上いいのではないかという判断をしたということでございます。

○元井座長 情報源を幅広にするという意図があると思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。やはりこれは残しておいた方がいいのか、削除して幅広に読めるようにしておくとした方がいいのか、その点はいかがでしょうか。何か御意見ございませんでしょうか。

小泉専門委員は残しておいた方がいいという御意見ですが、いかがでしょうか。

○小泉座長代理 私は「基づくほか」とかで入れておけば、いろんなルートがあっていいんではないかと思いました。

もう一つ、ここでお伝えしたかったのは、今回のギョウザ事件のときに、私が専門委員ということを知っておられる方から、食品安全委員会のホームページに入ってみたけれども、委員会としては何も対応してないではないかと、初期の段階でそういうお話をいただきまして、そういうのを耳にしますと、やはり食品安全委員会という存在感を示し、いつも旗を振っていたいという気持ちがあります。

そういうこともありまして、やはり委員会からの報告も加えて、食品安全委員会は常設機関として、見ているんだ、見張っているんですというメッセージだと思いますので、残

せるように御検討いただきたいと思います。

○元井座長 ただいまの御意見に対して、何かございませんでしょうか。

その他でも結構ですけれども、いかがでしょうか。

それでは、今の御意見も踏まえまして、事務局の方で案を整理、修正していただきたいと思いますけれども、事務局、いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 そうですね。原案をつくるに当たって、関係府省とも相談してこの形にしておりますので、今の御意見を踏まえまして再度相談をしてみます。その結果をまた各委員にお知らせするという事で対応したいと思います。

○元井座長 それでよろしいでしょうか。

それでは、事務局、そういうことでお願いしたいと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 了解しました。

○元井座長 なお、事務局の方の今後の予定としましては、どのように進まれるのでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 あまり時間はありませんけれども、この修正案について、先ほど申しましたように、急遽詰めまして、できるだけ早く食品安全委員会の方に提出させていただきたいと考えております。

○元井座長 それでは、この議題については、また何かありましたら、後で事務局の方にもお話をしたいと思います。

次の議題に移ります。続いては「平成 20 年度緊急時対応訓練計画について」です。事務局の方からお願いします。

失礼しました。本間委員御質問をどうぞ。

○本間委員 総括官という名称が出ておりますね。この官の人数に関しては、何か制限があるんですか。それとも各それぞれの管理官庁から 1 名という割り振りがあるんですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 窓口の一元化という考えでございますので、各府省から 1 名となっております。委員会は、事務局長が総括官という形になっております。

○本間委員 そうすると、それに関係した省庁が増えれば増えるほど、それに応じて総括官という方が増えてくるという仕組みです。

○酒井情報・緊急時対応課長 例えば警察の方は、当初は総括官は指定しておりませんが、必要に応じて指定するという事で、増えていくことになろうかと思います。

○本間委員 わかりました。

○元井座長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、改めて次の議題に移りたいと思います。「平成 20 年度緊急時対応訓練計画について」です。事務局の方から御説明をお願いします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、資料 2 と参考資料 2 をお願いいたします。まず、参考資料 2 でございますが、前回 3 月下旬の専門調査会の御審議を踏まえまして、食品安全委員会の第 236 会合におきまして、平成 20 年度の訓練計画が決定されました。これを受けまして、資料 2 に示しましたように、今回は訓練の進め方、いわゆる設計について御審議をいただきたいと思います。

まず、平成 20 年度の緊急時対応訓練の重点課題について、資料 2 で説明させていただきます。これは 19 年度に実施いたしました緊急時対応訓練の検証結果から 2 点を重点課題といたします。

1 つ目は、緊急時対応マニュアルの実効性を高めることです。このために緊急時対応の確認及び緊急時対応マニュアルの検証等を行います。

2 つ目は、効果的な広報技術の習得。昨年度実施を計画しておりましたが、中国産ギョウザの事件の影響で実施できませんでした。今年度の部分を実施したいと考えております。

平成 19 年度の運営上の課題としまして、関係省庁との十分な事前調整の必要性、事例検討会、以上の 2 点が確認されました。そのため、次のページに示しております、危害要因の策定、シナリオ作成に当たりまして、委員会訓練準備事務局員、更にリスク管理機関の危機管理担当者にも参加を求め、事例検討会を開催したいと考えております。これは、昨年度の準備段階で関係省庁との十分な時間が取れなかった。こういった事情から訓練の趣旨を十分に伝え切れなかった。シナリオ設定におきましても、緊急事態という設定を十分につくり切れなかった。こうした反省点から、今回はできるだけ早い段階から関係省庁の協力を求めていきたいと考えております。

具体的なシナリオの作成につきましては、過去に発生した大規模な食中毒を題材としまして、その時点で関係省庁がどのような対応を取ったかを確認いたします。その後の緊急事態の体制強化に伴い、現段階で同じ事象が発生したらどのような対応を取るのか、そうしたことを確認いたします。

更にシナリオ作成の参考となるモデル事例や、危害要因別事例の選定を行い、委員会訓練準備事務局内でシナリオ原案を作成していきたいと考えております。

以上、スケジュール等につきまして、簡単に説明させていただきました。

以上でございます。

○元井座長 それでは、今年度の訓練については、昨年度の反省点を基に、早い段階から

関係府省に協力をいただきながら設計・実施していくということですが、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

この訓練については、前回の調査会でも話題として出たわけですが、春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 訓練用のシナリオを選定して実際に作成されるのは、非常にまたこれまでも御苦労が多かったことと思うんですけれども、今ここに事例検討会の題材例として3つほど事例が出ています。昨年までの架空の事例の中でも、死者が発生するというシナリオを含めていたかと思います。勿論、題材の1つになるので、かなり変更はされると思うんですけれども、この中で堺市の0157については、現実には死者が発生していますので、御遺族のお気持ちを考えたときに、あまり特定の事例がすぐに思いつくような形のシナリオは避けていただいた方がいいのではないかと思います。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 御指摘の点については、シナリオ作成段階で配慮させていただきたいと思います。

○元井座長 そのほかにご覧いませんか。

それでは、こういうスケジュールの内容でよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○元井座長 それでは、今、春日専門委員から出されました御意見も含めて、今年度の緊急時対応訓練を実施していくように、事務局お願いしたいと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 はい、ありがとうございます。今年度は特にリスク管理機関との合同による実働訓練を予定しておりますので、先ほど磯貝が申しましたように、しっかりと事前調整を図りながら、着実な成果を上げてまいりたいと考えます。

また、専門委員の方々には御協力をいただきながら実施するということでございますので、よろしくお願いいたします。

○元井座長 それでは、続いての議題に移ります。次は「『緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討』について」です。前回の専門調査会において、この件に関するヒアリングの実施について、私と事務局で計画の原案を作成することになっておりました。計画原案については、事前に各専門委員の方へメールで御連絡し御意見等を伺っていたところですが、改めて確認させていただきたいと思います。

また、本日は第1回目のヒアリングとしまして、情報収集及び分析という点に焦点を合わせまして、黒木専門委員から日本中毒情報センターの取組状況について御紹介いただくことにしておりますので、後ほどよろしくお願いいたします。

それでは、ヒアリングの計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 資料3をお願いいたします。「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について（ヒアリング実施計画）」について説明させていただきます。

趣旨でございますが、緊急事態が発生する可能性のあるリスクを早期に探知し、対処することにより被害の拡大を防ぐということが1点です。また、正しい情報を伝達することによって、不必要な社会的混乱を防ぐ手段をかんがえることも必要でございます。

そこで、リスクを早期に探知するための情報の収集の在り方、探知したリスクに関する確な情報提供の在り方、以上につきまして、関連する専門家からヒアリングを行い緊急時対応専門調査会において検討、とりまとめを行いたいと思います。

検討のポイントでございますが「（1）リスクの早期探知方策について」では、緊急事態につながる可能性のあるリスクを早期に探知するための情報収集の在り方を検討します。

「（2）探知したリスクへの対応について」ということで、探知したリスクに関する関係者間の情報の共有と理解の促進に関する手法について検討します。

具体的な検討の進め方でございますが、3回ほどヒアリングを計画させていただきます。そして最終的には、来年の3月を目途にとりまとめの検討を行いたいと考えております。

2枚目をお願いします。具体的なヒアリング計画でございます。第1回目のヒアリングにつきましては、今回、黒木専門委員をお願いしております。「健康被害の相談・報告への対応について」で、国民・消費者からの相談を直接受けている機関等からの取組状況、そして、相談の後、広がりを見せた食品危害事例などについてプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

第2回目のヒアリングにつきましては「リスクを早期に探知するための企業としての取組」で、内容といたしましては、食品企業等におけるコンプライアンス遵守の状況及び消費者からのクレーム対応など、リスク探知に関する取組状況を紹介していただきたいと思います。この狙いといたしましては、企業体質が社会的に大きく注目される中、食品企業等の取組実態について聞き、今後行政機関、関係企業等が考慮すべき点等について整理したいと思います。

講師の選定の考え方といたしましては、企業のコンプライアンスの最近の動向について知見を有する方。また、先駆的な取組を行っている企業の担当者を想定しております。

次のページ、第3回目のヒアリングにつきましては「健康被害事例などに対する『社会的影響』に与えるメディアの役割」というテーマに基づきまして、食品をめぐる社会的反

響の大きな事案に対するメディアの取り扱い方、それが社会的に与えた影響の分析、そして、メディアの報道を主たる要因として、社会的不安が広がった事例または抑制された事例、その両者について検証を考えております。

講師選定の考え方といたしまして、緊急事態におけるメディア対応について知見を有する専門家。あるいは報道の関係者を想定しております。

最終的な専門調査会での結果につきましては、委員会、関係府省または地方自治体等において緊急事態への対処体制の強化を図るための情報の収集及び分析、情報提供のあり方の具体的方策を検討し、必要に応じ緊急時対応マニュアルの再点検を行う。

最終的な成果物は、本専門調査会として報告書を取りまとめまして、食品安全委員会のホームページでの公開、あるいは行政機関以外の企業団体等におきまして、緊急時対応を考える際の参考として紹介を考えております。

以上、検討の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○元井座長 ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

テーマや内容、講師の選定などにつきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 先ほど、もしや小泉専門委員から発言があったような気がするんですが、人が知りたいと思っているときに、例えば今、食品安全委員会のホームページに何も載ってなかったという話が出ましたけれども、これは食品安全委員会に限らず、恐らくほかでも同じだった気もするんです。とにかく一番最初に出すところは、さっき言った総括官の集まりがあったときに、そこでうちは出すという了解を得ないと恐らく出せないものではないでしょうか。こういうのは勝手に出すわけにいきませんね。

そうすると、一番難しい時間帯というか、ステージではないかという気がします。

○酒井情報・緊急時対応課長 先ほど私の方から説明を漏らしたかと思います。私どもが認知したのが、当日の3時過ぎでございましたが、各委員の先生方と相談して、メタミドホスという物質についての知見をまず整理いたしまして、その日の6時半にはホームページにアップしました。ただ、ホームページ上の記載がギョウザ等との関連が薄くて、すぐには見つからなかったのかもしれませんが、メタミドホスとはっきりと化学物質名がわかっておりましたので、それについての知見ということで情報提供したつもりでございます。

先ほど本間先生もおっしゃられましたが、その日の夜、夜中の0時30分から関係の局長が集まって対策本部を設けた。まず1つ目に考えたのは、拡大防止策、これが広がらない

ようにするためには、商品名も知らせて国民に周知することが大事ということで対応いたしました。また、原因究明も、いまだにはっきりさせてはおりませんが、それも２つ目の柱として取り組もうということです。

３つ目として、再発防止策ということで、全省挙げて、必要がある部分については改正しようということになりました。

具体例ですが、先ほど申しましたように、保健所が最初に把握してから厚労省に届くまでに約１か月間がありましたので、今後については、例えば輸入食品に係るものについては、直ちに厚労省に報告するように整理して、周知徹底するという改正を行って、再発防止を図っている。そういった対応が取られております。情報提供についてはそれぞれの省が得意な分野で出すようにしております。私ども食品安全委員会は科学的知見に基づいてお知らせするというので、第一報をお知らせして、その後厚労省からの諮問に対応して御審議いただいて、メタミドホスの評価をしたという一連の対応をとったということだと考えております。

○元井座長 よろしいでしょうか。

○本間委員 はい。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。

特にないようでございますので、今年度はこの計画に基づきまして、専門調査会での検討を進めたいと思います。よろしくお願いします。

先ほども申しましたとおり、本日はヒアリングの第１回目として、黒木専門委員から御講演をいただきたいと思います。第１回目としては、情報の収集・分析をテーマに、国民からの相談事例に対する分析手法、対応について、また情報の収集源として国民、消費者からの相談をどのように評価できるのかという点をヒアリングのポイントとしておりますが、黒木専門委員におかれましては、日本中毒情報センターつくば中毒 110 番施設長として、日々さまざまな相談に対応されておられます。本日のテーマに適任の方だと思いますので、具体的な対応事例などを通して、センターの活動内容について御紹介いただければと思います。

それでは、黒木専門委員、よろしくお願いいたします。

○黒木専門委員 日本中毒情報センターの黒木です。日本中毒情報センターの活動状況ということで、今日は 30 分というお時間をいただきました。中毒情報センターがどのような事例を受けているのか、また、食品に関するもので、どのような問い合わせを過去に受けてきたか、そして、私どもが知っている事例や症例の検討をどのように評価し、情報を伝

達していったかということのを簡単にまとめてみました。

(P P)

まず、日本中毒情報センターですけれども、中毒情報センターは、日本救急医学会が中心となって、厚生労働省の指導の下、1986年に設立した財団になります。

欧米では、ポイズンコントロールセンターということで、86年より30年ぐらい前にもう情報センターと治療センターと、分析センターと三位一体になったようなセンターができています。

日本では、救急医学会の先生方が中心となって、中毒に関わる情報が日本ではまだ欠落しているということで設立いたしました。事業内容としては、化学物質及び自然毒に関する急性中毒の問い合わせに対する回答ということで、中毒110番として知られております電話相談、こちらを薬剤師が対応しております。化学と医療の間にいるということで、適任ではないかと思えます。

しかしながら、やはり臨床の問い合わせがきますので、臨床中毒を専門とした医師が支援して、指導してくださるといった体制を取っております。

仕事の内容としましては、まず、問い合わせに対する回答ですが、回答するためには、中毒情報に対する資料の収集と整備を行わなければいけません。製品情報も収集いたしますし、成分に関する毒性情報も国内外の文献データベース等からまとめております。

中毒症例の収集と解析ということで、中毒110番に問い合わせがあった事例の解析や症例の解析をいたします。

そして、中毒に関する統計の作成、講演会などの啓発教育活動、教育研究の支援、国内外の毒性機関との連絡調整などを主な仕事としております。

(P P)

情報提供方法を示しました。まず、中毒110番の電話相談は大阪中毒110番と、つくば中毒110番の2か所ございます。

設立当時は1日交代で24時間ずつ対応していましたが、現在は、大阪中毒110番が24時間365日、つくばの方は9時から9時まで365日です。なお、大規模集団化学災害などがありましたときは、つくばも24時間で稼働することになっております。

電話回線は一般市民専用電話、医療機関専用電話、医師や企業など賛助会専用電話というものが各3本あります。

そのほか、たばこ誤飲事故専用電話、これはテープによる回答のもの。そして、化学テロ専用のホットラインが消防、警察、保健所ということで、24時間のものが設置しており

ます。

(P P)

そのほか、ホームページでの情報提供、中毒情報データベースの提供、自動 F A X システムでの情報提供、また、書籍・小冊子・パンフレットなどで情報を提供しています。

(P P)

こちらが中毒 110 番の受信風景です。

(P P)

中毒 110 番で情報提供の対象としているものです。化学物質によって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合、救急の患者さんがいらっしゃる場合の緊急対応の情報提供を役割としております。

対象につきましては、家庭用品、医薬品、農薬、自然毒、こちらで関係しますのは、植物やキノコや水生生物、フグやツブガイなど毒性を持ったものの摂取です。そのほか、ハチやヘビなどの咬刺傷なども受けます。工業用品、あと食品その他になりますが、食品としましては、酒類とか、調味料、香辛料などを含みます。

その他としまして、違法ドラッグや催涙スプレーとかで、あらゆるものについて受けます。

対象外としておりますのが、細菌性の食中毒、慢性の中毒、催奇形性、放射性同位物質、医薬品の副作用、中毒作用を起こさない異物などです。

これら対象外のものというのは、家庭でできる応急処置などではなくて、実際医療機関を受診して、専門の検査などをしなければいけないもの、個別対応しなければいけないものが、現在のところ対象外になっています。

中毒 110 番の情報提供手順といたしましては、まず、中毒事故の状況把握をいたします。お手元の資料の 4 - 2、こちらに受付登録用紙というものがあります。これが実際中毒 110 番に電話がかかってきたときに、薬剤師の担当職員が聞き取りをする用紙です。

個人情報とは勿論オープンにしませんけれども、かけ直して、更にアドバイスを追加することもありますので、必ずお名前、お電話番号、患者さんの年齢、体重など、体重によって毒性の値も変わってきますので、そういったこともヒアリングして、どういったものをどのような状況で、どのような経路で摂取して現在症状がどうかといったことを、いろいろ聞き取りをいたします。その上で資料を検索いたします。国内外から網羅した各種資料になります。そして、情報提供するような形になります。

(P P)

回答の方法といたしましては、一般市民の方には応急処置と医療機関を受診する必要があるかどうかのアドバイスをいたします。

摂取したものの量から直ちに受診するべきか、応急処置をした後、経過観察して、万が一何かあれば受診するべきか、ほとんど無毒のものなので、洗って様子を見てくださいますとといったような、この3つの情報提供になります。

医療機関に対しましては、当センターで保有する中毒情報のすべて、毒性症の治療など専門的な情報を提供いたします。

これは、国内外の文献データベース等を基に薬剤師が作成し、中毒の臨床医の査読を受けた特別な資料になります。

(P P)

そのデータベースの基本骨格項目を示しました。16項目ありますが、それぞれについて詳細に調べたものになります。

(P P)

データベースの構成で、こちらは中毒情報処理検索システムで、問い合わせがあったときに調べるデータベースです。問い合わせにつきましては、先ほどの受付登録用紙、このデータをすべてデータベース化しております。

更に、お手元の資料4-3、こちらが急性中毒症例調査用紙というもので、現在、電話がありました医療機関すべてに対し、調査をするようにいたしております。

基本情報ということで、最初の1ページ程度の記載をお願いするような場合と、重症化するだろうということで、8ページぐらいありますけれどもこれをすべて送って詳細に記載してもらう2パターンとあります。この症状につきましては、国際化学物質安全性計画、IPCSのINTOXデータベース、ヒトの症例を収集するデータベースの項目、アメリカ中毒センター連合が調査しております症例収集の項目なども基に、それらと比較できるような形で症例の項目やその他の検査項目などをまとめ直して、始めたものになります。御参考にされてみてください。

(P P)

次に、中毒110番の受信状況です。これは2007年のものですが、問い合わせが3万3,948件ありました。一般市民の方が79%、医療機関から18%、その他の機関が3%になります。

人口10万人当たりの問い合わせ件数を示しておりますが、中毒110番があるつくば、大阪というのは勿論高いのですが、全国、北は北海道から南は沖縄まであらゆるところか

ら電話相談があります。

(P P)

起因物質別の受信状況です。家庭用品が 64%、お子様の誤飲事故の問い合わせが多いので家庭用品が 64%を占めます。

そのほか、医薬品が 25%程度、そして自然毒が 2.3%、食品その他が 1.9%になっています。

(P P)

年齢層別物質別の受信件数です。小さなお子様の誤飲事故が多いということで、こちら家庭用品、医薬品などが低年齢層では多いのですけれども、この緑色の自然毒、6歳以上になりますと、同じような割合で、自然毒による中毒が起こっています。

私どもは誤認事故と言っていますが、誤って認識して、有毒植物と食用の植物を誤って、誤認して摂取してしまうような事故が増えてまいります。そのほか、食品などの事故もあります。

(P P)

起因物質別に中毒 110 番受信までの症状の有無ということで、中毒 110 番に電話があったときに症状があったかどうかといったパーセントです。家庭用品は問い合わせが多い割には、お母様方が心配して電話をかけてくるといったことで 14.6%ぐらいしか有症率はありません。自然毒とか、食品の方になりますと、半数近く電話があった時点で症状があるといったことになります。

(P P)

中毒 110 番の植物の問い合わせ、2003 年～2007 年の件数をまとめたものになります。大体ここら辺の上位のもの、ドングリであるとか、シュウ酸塩を含む植物、ジャガイモ、アミグダリン、シアン、青梅など、スイセンなどは常に上位に来ています。

(P P)

キノコのたぐいも大体年間 40 件ぐらい問い合わせがあります。昨年也有毒キノコの問い合わせというのは 20 件ぐらい来ています。中毒 110 番に問い合わせがあった時点で、不明なキノコというのが 20 件ぐらいで、鑑定がまだ済んでいない時点での問い合わせもあります。

(P P)

水生動物、こちらでも年間で三十数件の問い合わせがあります。フグであるとか貝類などの問い合わせがあります。

(P P)

こちらは食品になります。食品は年間にしますと、400件～500件ぐらいの問い合わせが来ています。飲料用のアルコール、健康食品、醤油とか塩とかナトリウム塩の中毒になるようなものの問い合わせがあります。

(P P)

こちらの表は、2007年の植物の問い合わせを詳細にまとめたものです。先ほど示しましたように、さまざまな植物の問い合わせがあります。主には一般市民で5歳以下ということですが、誤飲、誤食といった事故が多く寄せられます。こちらのスイセンなどは、医療機関からで、年齢層も成人の方が多く、スイセンの葉っぱをニラと間違えて炒めて食べてしまって症状が出ているようなケースがこれに当たります。

また、トリカブトも医療機関からで、年齢層が成人です。自殺目的ということもありますし、若いうちの葉っぱを山菜と間違えて食べたりということもありますので、そういう事故の問い合わせです。

(P P)

こちらはキノコですけれども、キノコは症状が出てから、医療機関からの問い合わせが結構あります。有毒なキノコ、やはり成人の方がキノコ狩りに行って、間違えて有毒キノコを食べてしまった。2007年もニセクロハツ、ドクササコ、クサウラベニタケ、ツキヨタケ、それ以外にも有毒なもの。昨年も死亡例があったと思いますけれども、そういったものの問い合わせが来ます。水生生物は、フグとか貝の問い合わせです。

(P P)

食品につきましては、一般市民の問い合わせ、特に子どもの誤飲の問い合わせがやはり多く、飲料用のアルコール、健康食品類、こういったものがあります。

(P P)

受信事例の紹介ということで2つ挙げました。1つが、チョウセンアサガオの誤認事故と、もう一つはメタミドホス、有機リンの事故になります。

(P P)

チョウセンアサガオの誤認事故の話ですけれども、こちらは、まず、中毒情報センターで受信して、年間件数を見ると、増加してきたということで、それらを追跡した症例を一度集めて解析してみましようとなり、これを中毒学会等の学会で発表し、それを基に一般市民に啓発をする、といったような一応症例のエビデンスに基づいた解析の仕方といった感じで、オーソドックスな解析の仕方です。

チョウセンアサガオにつきましては、根、つぼみとか花、芽とか種、いろいろな部位を食べて中毒になられる方がいます。

このときは、問い合わせの件数の年間推移を見ていますと、2000年～2002年の辺りから伸びてきて、これは一度調べて啓発をしなければいけないのではないかと気になりまして、解析をいたしました。

(P P)

方法としては、1986年～2003年に医療機関から受信したチョウセンアサガオに関する問い合わせ 30 件中、追跡調査用紙記入により、追跡調査し得た医療機関から回答があった 24 件、41 症例としております。摂取状況、症状の治療などを調べました。

(P P)

年齢につきましては、成人層の誤食事故が多いということです。

(P P)

摂取部位もさまざまです。根っこであったり、葉っぱ、つぼみ、種、茎汁、茎、花など、さまざまあります。

(P P)

摂取理由としては、他の食用野菜と誤認してしまったということで、根っこをゴボウと思って、葉っぱをモロエイヤやハーブ、ドクダミだと思って食べた、これはつぼみなんですけれども、これをオクラやシシトウと思って食べた。種をゴマと思って振りかけた。茎をモロヘイヤと思って食べた、さまざまな摂取理由になりますが、そういったものと間違いということが、ここで浮き上がってきます。

(P P)

こちらはチョウセンアサガオの根をゴボウと間違えて摂取した事例なんですけれども、65 歳女性で、近所でもらったゴボウを使い、炊き込みご飯をつくり食べた。

それで、20～30 分後より嘔吐、興奮、幻覚、3 時間 30 分後の受診時、頻脈、乏尿、散瞳が起こっていたといった事例です。

(P P)

こちらは、チョウセンアサガオのつぼみをシシトウと間違えて摂取した事例です。54 歳男性、この方も隣人にもらったシシトウのようなものを油炒めにして焼酎 2 杯とともに摂取した。

つぼみも、そのまま中を広げれば雄しべ、雌しべあるのでわかるのですけれども、思い込んでしまいますと、そのまま食べてしまうという事例が中毒センターには問い合わせが

あります。

この方は、30 分後より食事の嚥下困難、直立不能、幻覚、1 時間 50 分後の受診時には意識レベル低下、散瞳、興奮しているという事例でした。

(P P)

発現症状を見てみますと、チョウセンアサガオの特有の症状です。散瞳であるとか、意識レベルで興奮、幻覚、頻脈、こういったものが上位に挙がってきます。

(P P)

こちらは受診までの時間と実際にされた治療です。催吐、胃洗浄、活性炭、下剤の投与。解毒剂的なコリン作動薬や、抗コリンエステラーゼ薬の投与をどのぐらいしたか、あと入院日数で、今回、3.4 日が平均でした。

(P P)

このようなことから、チョウセンアサガオの中毒が中毒 110 番に問い合わせがあったときに、どのような間違い方をしているのかというのが見えてきます。オクラやシシトウと思って家族で食べたのだけれども、なぜ散瞳や幻覚や口渇が出ているかというと、やはりつぼみを食べたのではないか。キンピラゴボウをみんなで食べたのだけれども、どうもこのような症状が出ている。ゴマだと思い食べて、このような症状が出ている。入手経路が自家栽培であったり、いただきものだったりして、実際に何であったのかよくわからないようなもの。

こういったことを確認したり、また、チョウセンアサガオと問い合わせがあるわけではなくて、エンジェルトランペットとか、トランペットアサガオとか、植物の園芸名で問い合わせが来たりしますので、このような情報を網羅しまして、もしかしたらチョウセンアサガオなのではないかということで、実際に保健所なり衛生試験所をお願いして、鑑定や分析をしていただきます。このような形で問い合わせがあった事故に対応していきます。

(P P)

このときは、30 件中、追跡調査した 41 症例のまとめで、どのような部位を食べて、どのような症状が出たかといったことを明らかにしました。ここまでは学会レベルのエビデンスに基づく解析といったことですが、ここから先、やはり間違いやすい事故、誤認事故防止のために、中毒センターのホームページなどを利用して、一般啓発に移っていくという流れになります。

(P P)

次に、もう少し緊急性が高い、もっと緊急事態が起こったような事例ということで、今

回の中国産冷凍ギョウザによる健康被害事例を例に挙げてみたいと思います。

こちらの方は、食中毒事件が発生し、中毒情報センターへの受信件数も増加している。

行政等関連機関へ連絡し、連携を図り、一般市民へ啓発をしていったというものになります。

これは、7月に日本中毒学会総会が和歌山にありますけれども、そちらのパネルディスカッションで使う予定のスライドになります。

(P P)

中国産冷凍ギョウザに関する事件ですけれども、中毒センターの方に問い合わせがありました第一報は、実は1月23日、順天堂浦安病院からの問い合わせでした。この時点では、ギョウザによるというキーワードが出てきておりませんでしたし、まだ、患者さんは搬送途中で、有機リン中毒らしい患者がこれから転送されてくるので、有機リンの情報をくださいといった連絡でした。

5歳児と家族で、もしかしたら無理心中とか、何か事件性があるのかもといったところでお話が止まりました。

その後、警察も入って、ここで情報はシャットダウンされてしまいますので、先生方と再度話して、ギョウザに入っていたとか、そういったキーワードをいただけない状態でした。

次に連絡があったのは、1月30日の16時ごろ、マスコミから第一報でした。メタミドホスとは何ですかとのことでした。日本にない有機リンですので、こちらもびっくりしまして、残留農薬のものではあるけれども、一体どうしたことかと。マスコミから第2報が入って、どうもそれがギョウザに入っていて報道発表がなされるといったことで、こちらでも慌ててメタミドホスについて調べ出したといったのが実情です。

30日～2月8日までに、140件の問い合わせがありました。一般市民が46件、医療機関が36件、マスコミが40件、販売会社が3件、行政などからの連絡が18件です。

まず、第一報がマスコミであったことで、消費者対応の遅れを招いています。今、化学テロとか化学災害の対応については、よく厚生労働省と連携を図り、事前に情報をもらったりして、連携ができ始めているんですけれども、食品の事故で、食中毒かもしれない、刑事事件かもしれないということになると、やはり少し遅れてしまう。

そうすると、中毒センターは24時間活動していますので、夕方になりまして、夜中も実際に電話が入るのですけれども、その対応がやはり遅れぎみになる。結局、その被害を被るのは消費者である。不安にかられた消費者であるということです。

その後、JT は中毒情報センターの賛助会に加入されまして、JT にかかった問い合わせで、健康被害に関わる専門的なものは、中毒センターの方に回していただいて、消費者へのアドバイスをしましょうといったような契約もいたしました。

中毒センターのホームページのニュース欄の掲載は、ちょっと一日遅れましたけれども、31 日に有機リン中毒についての概要版の資料を掲載し、関連機関とのリンクを張りました。勿論、食品安全委員会の方が 30 日 18 時過ぎにホームページに資料を載せていたことに気がつきましたので、そちらともリンクの方を張らせていただきました。

2 月 5 日にジクロロボス混入の発表がありました、こちらは事前に食品安全委員会、厚生労働省の方から情報をいただきまして、発表と同じころにホームページの方にジクロロボスの毒性などの資料も掲載することができています。

(P P)

こちらが日本中毒情報センターに問い合わせがあった、30 日から 2 月中の件数を棒グラフにしたものです。最初が 1 月 23 日、そして、次が 1 月 30 日ということで、16 時過ぎから、夜間もありますけれども、20 件ぐらい電話がありました。

31 日には 40 件ぐらい、2 月 1 日には 30 件、実は行政の公的な電話相談が立ち上がるのが、2 月 2 日ぐらいですので、その間で 90 件ぐらいですね。中毒情報センター、これはやはり 24 時間動いていますし、日ごろから化学物質であれば、健康相談に乗ってくれる、応急処置など情報を出してくれると、国民がある程度知っているのも、初動の段階で、これだけの電話があると考えています。

(P P)

こちらが、厚生労働省の輸入食品に係る相談のうち、冷凍ギョウザに関する件数です。こちらは、2 月 2 日に正式に電話をオープンした。そのときも 70 件ぐらいあるのですが、やはり 30 日～1 日といったものは、国民からの電話は受けていないわけです。

(P P)

こちらが食品安全委員会の方で、1 月 31 日には 10 件弱電話がありました。土日でも電話相談を開いていたそうですけれども、やはり国民に周知徹底されているかどうか、どのぐらい知っているかというのが、こういった場合大事なポイントになります。24 時間とか夜間でも、休みでも動いている。それを消費者が知っているかどうか。それをちゃんと広報しているかどうか情報提供のキーになります。

(P P)

こちらは国民生活センターです。国民生活センターは、そのときに土日曜も電話を開く

んですけれども、なかなか消費者の方で国民生活センターでこの問題を扱ってくれるというところまではわからないので、ほかのところに相談が行ってしまう。

(P P)

こちらが農林水産省の輸入食品に係る健康相談ということで、2月中に102件あるのですけれども、やはり2月2日からの問い合わせになっています。

(P P)

中毒情報センターのホームページのアクセス数です。やはりメタミドホスやジクロロボスを掲載したあとは少し通常よりも多いピークがあります。

(P P)

こちらが中毒情報センターの医療従事者向けのホームページです。医師向けの更に詳細な情報を載せているページなのですけれども、こちらの方も通常よりもメタミドホスやジクロロボスを掲載した後は、少しピークができていているということで、こちらで利用しているといっていると分析しています。

(P P)

中毒情報センターに問い合わせがあったもののの中で、症状の有無なのですけれども、症状有りが医療機関から33件中32件、一般市民58件中39件で、何らかの症状を訴えていました。(因果関係不明)

症状の多いものから下痢、悪心、嘔吐、腹痛、めまい、頭痛、しびれ、あと縮瞳・目のかすみなどが出てきたものもありますし、コリンエステラーゼの値が低下しているといった訴えのものもありました。(因果関係不明)

こちらについては、追跡可能なものは、厚生労働省の方々と相談し、確認をしていきたいと思いますということになっています。

(P P)

中毒センターに問い合わせがあった医療機関へ症例の追跡調査を出していますが、厚生労働省で研究班ができましたので、そちらで急性中毒症例の調査をしましょうということで、専務理事の吉岡医師が調査に当たっています。私も付いて、患者さんが受診した医療機関を訪問して詳細なデータを集めております。

現在、詳細を検討中で、こちらの研究班の方から正式な発表が出てくると思います。こういう調査にも協力しております。

(P P)

こちらの図ですけれども、化学テロ、化学災害が発生したときに、日本中毒情報センタ

ーが、いろいろな関係機関とどのような連携をとるかといったものをまとめたものになります。

化学テロや集団化学災害が起こった場合は、消防を介して医療機関に運ばれ、そちらの臨床症状、異常検査値などが、中毒情報センターで把握できたりします。

消防と連携して、情報をいただいたり、中毒情報センターの方で、中毒情報を提供したりします。症状などからも起因物質を推定する診断補助システムがありますので、そちらで推定して、中毒の専門家にメーリングリストに流しまして、助言などをいただいて、更に推定していく。

推定したものについては、警察などでも分析したり、保健所に情報を差し上げたり、今、一番太いラインである厚生労働省や、内閣官房安全保障・危機管理担当室の方に情報提供したりと、このようなルートで対応をしていきます。

一般市民やマスコミの方々に対しましては、化学物質が確定した段階で、ホームページに載せていきますので、こちらで情報提供して、見ていただくような体制にしております。

メタミドホス事件の後、飲料水に入ったグリホサートの件であるとか、食品ではないのですけれども、硫化水素の事件であるとか、そちらも厚生労働省と連携して、特に食品の方は食品安全部の方と連携して、現在、対応しているところです。

(P P)

まとめになりますけれども、化学物質、自然毒による大規模食中毒事例の発生時には、24時間365日電話対応を実施して、日本中毒情報センターでは、早期からの対応が可能です。食品の安全に係る機関は、日本中毒情報センターが保有するデータをよく活用し、かつ化学物質等が原因と考えられる食中毒発生時にはよく情報交換を行いながら対応することが望まれると思います。

以上です。

○元井座長 黒木専門委員、ありがとうございました。大変興味深く有意義なお話をいただきました。

ただいまの黒木専門委員の御講演に関しまして、御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、何か御質問等ございませんでしょうか。

黒木専門委員どうぞ。

○黒木専門委員 1つ追加です。資料の説明を忘れましたが、資料4-4が、以前に集団の食中毒受信事例というものをまとめたものがありまして、これは2002年のものになります。中毒情報センターで受信している2名以上の中毒の事例をまとめたもので、一般的な

事件・事故、労災もありますけれども、食品の中毒もあります。

そして项目的には自然毒や食品の項目だけではなくて、家庭用品やそのほかの項目も見ていただきたいんですけれども、食品に混ざってしまって摂取してしまったとか、飲料水に入ってしまったって摂取してしまった。学校での事故で、洗剤が入って集団の中毒になっているとか、残留塩素測定試薬を、先日ありましたけれども歯垢のカラーテストと間違えて何十人にも使用してしまった、といったような事例が載っています。

表 10 までは、公共施設等で起こったものなのですが、表 11 に、家庭内での子どもの誤飲事故に当たるもので、居住内における不慮の集団中毒事故というものをまとめてあります。洗剤・洗浄剤でも、漂白剤をまな板の上にかけていたのを忘れて、そこで野菜を切り料理したものを食べたとか、食器用中性洗剤を油と間違えて焼肉に使用して 6 人で食べたとか、さまざまな事故が起こっているのがわかると思います。こういった事故を拾っている財団でもあります。

補足です。

○元井座長 ありがとうございます。何か御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。

○本間委員 少し恥ずかしいことをお伺いしますが、縮瞳はわかりますが散瞳というのはどういうものですか。

○黒木専門委員 瞳孔が開くということです。

○本間委員 縮瞳の反対ですか。2 通りあるんですね。

○黒木専門委員 そうです。有機リン中毒の場合は縮瞳します。メタミドホスもそうですし、サリンも同じように縮瞳します。スコポラミンは散瞳します。

○本間委員 ありがとうございます。

○元井座長 岡部専門委員、どうぞ。

○岡部専門委員 御発表ありがとうございます。私も当直をやっていたときは、随分助けてもらったので、非常に役に立つところなんですけれども、教えていただきたかったのは、マスコミのことが出ていましたけれども、第一報がマスコミであったと。矢印があるから、だから消費者対応の遅れを招いたというようにスライドが見えたんですけれども、両者は関係があるんですか。

○黒木専門委員 マスコミからは連絡があって、行政機関からは連絡がなかったということが、言いたかったことです。

○岡部専門委員 2 つ目の質問は、メディアに関係あるんですけれども、一般の方の問い

合わせで、心配だとか、実際に食べてしまったというのもあると思うんですけども、メディアは取材目的で来るときがあると思うんです。そういう問題は別にしているんですか。

○黒木専門委員 基本的には、患者さんがいる場合には応急処置医療機関には治療方法をお伝えしています。メディアの皆さんにはホームページなどで公開している一般情報をお伝えするようにいたしております。

○岡部専門委員 3つ目なんですけれども、例えばメタミドホスのような珍しいものがあるれば、ばらばら来たものがわかると思うんですけども、比較的に日常的なものが地域的にあちこちで散発してきた、ディフューズ・アウトブレイクのようなものを検知するようなシステムはあるんですか。

○黒木専門委員 残念ながら、それが一番弱いところで、是非アメリカのCDCと中毒センター連合が実施してるようなものにしたいと思うのですが、現在は珍しい事例は、この地域、あの地域といったように、日々統計を見ているとわかるといった程度です。それを岡部先生のところのように早くコンピュータ化しないといけないと、サーベイランスシステムをつくらないといけないと思っています。

○岡部専門委員 我々と共通の悩みだと思うんですけども、予算をちゃんともらえばできる話ですので、きちんとこういうところに出してもらいたいと思います。

○黒木専門員：はい。おっしゃるとおりです。

○元井座長 ほかに何かございますか。小澤専門委員どうぞ。

○小澤専門委員 これは登録受付とかしますね。そういう情報は、いわゆるデータとしてコンピュータとかにインプットするんですね。それはどれぐらいのタイムラグでインプットされるんですか。多分これは手書きで情報を取るわけですね。

○黒木専門委員 はい。現在は、半分とまではいきませんが、その場で薬剤師さんが手書きの内容は入力してしまいます。翌日、事務の方が数値入力のようなものをしますので、早ければ翌日、翌々日という感じで入力できるようにはなっています。

○小澤専門委員 わかりました。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。

1つお聞きしたいんですけども、中毒の問い合わせがあった場合、いろいろのグレードの情報があると思いますが、たとえば今このようなことをしてしまった状況にあるが、このことが後に中毒にまで発展する危険性はあるのだろうかなどという場合の対応はどのようにされておりますか。

○黒木専門委員 おっしゃるとおり、情報のグレードはさまざまなんです。子どもが石鹼

をなめた相談のという後に、農薬自殺のものが来たり、その次に集団の大きな事件が来たり、電話ですのでぱらぱらと入ってきます。それは、特に人とか電話を分けているわけではなくて対応しています。

一番最初に示しましたとおり、一般市民の方に関しましては、病院を受診するかしんないかのアドバイスになりますので、比較的簡単になります。医療機関の先生方に対しましては、治療に必要な情報をすべて開示いたしますので、必要な情報の提供という形になります。

○元井座長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 チョウセンアサガオのフォローアップの事例ですが、これをまとめてフォローアップするきっかけとなった患者さんからの情報があつたんでしょうか。あるいはセンターの中で、統計処理や会議等で、この事例が最近増えているから少しフォローアップしてみようかと。着手のきっかけとなった情報は何かあつたのでしょうか。

○黒木専門委員 チョウセンアサガオにつきましては、その年はいつもの年より増えてきており、統計的に調べるとピークが出ているということ、また、散瞳などが起こったり重症化しやすいということ、食べ物と間違つてということで家族性で集団発生しやすいところも気になっておりましたので、ここで一度まとめましょうという形になりました。

似たようなもので、バイケイソウや、シュウ酸カルシウムを含む植物とか、そういったものをまとめて学会報告して、一般啓発するようにしております。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 ありがとうございます。

○元井座長 小泉専門委員どうぞ。

○小泉座長代理 受付登録用紙のところに動物の場合というのがあるんですが、この中毒情報センターというのは、人だけではなくてペットとかその他もろもろも受けていらっしゃるんですか。

○黒木専門委員 はい。受けております。

○小泉座長代理 いただいている資料の中には、それは入っていないんですね。

○黒木専門委員 今回の統計資料の発表はヒトのものだけになります。

○小泉座長代理 動物がこういう状態になったということが、更には人に影響を与える、その辺までもカバーしながら活動なさっているんですか。具体的には、鳥インフルエンザとかが頭にあつたんですけれどもね。

○黒木専門委員 そこまでは専門的ではありません。問い合わせとしては、イヌ・ネコなどもありますので、わかる範囲で応急処置などをお伝えするようにしています。そこからどう解析しようというところまでは、まだ至っておりません。

○元井座長 ほかによろしゅうございますでしょうか。

野村委員どうぞ。

○野村委員 5 ページのデータベースなんですけれども、これは大変貴重なデータベースだと思うんですけれども、直接ここにアクセスできるのは日本中毒情報センターの方のみで、例えば病院とか、そういうところが直接アクセスして利用することはできないんですか。

○黒木専門委員 今はできないです。

○野村委員 そういうことをやる方向性はあるんですか。

○黒木専門委員 全部については、今のところは公開する予定はありません。この中から抽出して啓発すべきものであるとか、治療法とか重症度など、医療関係者へ情報提供すべき事例とかをピックアップした形で学会で報告したりペーパーに書いたりという活動をしております。

○野村委員 他の類似の機関でも、こういうデータベースの整備というのは行っているところは御存じですか。中毒問題を扱う病院関係とか、保健関係とか、そういうところでも中毒症状のデータベースのようなものを構築しているという話は聞いたことはございますか。

○黒木専門委員 化学物質の中毒に関してはないと思います。

○野村委員 唯一のデータベースという可能性があるということですね。

○黒木専門委員 はい。

○野村委員 どうもありがとうございました。

○元井座長 ほかにございませんでしょうか。生出専門委員どうぞ。

○生出専門委員 大変なお仕事だと思うんですが、この筑波と大阪は、スタッフはどれぐらいの方々に運営されているんでしょうか。

○黒木専門委員 大阪とつくば合わせての方が正職員が 20 名程度で、非常勤職員の登録が 30～40 名程度です。夜勤、土日も交代で対応しています。

○生出専門委員 大阪も筑波も基本的には薬剤師ですか。

○黒木専門委員 そうです。それに加えてデータ入力等をしている事務の職員と非常勤職員がいます。

○生出専門委員　ありがとうございます。

○元井座長　ほかにございませんでしょうか。小泉委員、どうぞ。

○小泉委員　最後から3枚目ですが、この中毒患者10症例というのは、今、確定的なメタミドホス患者10症例が決まっていますが、その方たちですか。

○黒木専門委員　そうです。

○小泉委員　それから、その下の警察と情報交換と書いていますが、今回でも警察からは事件と見るとほとんど情報提供がないんですが、今後は新たにこういった連携体制が組まれたということなんでしょうか。

○黒木専門委員　こちらは、いわゆる化学テロ、化学災害のモデルでございまして、原因物質が不明なときに、中毒情報センターで原因化学物質を推定いたしまして、警察の方にも連絡して、その分析をしていただくという図です。分析の方は、警察の方で原因物質の確定をすることになっておりますので、そういった連携の意味でございます。

○小泉委員　そういったテロにしても事件にしても、これは警察から必ず分析結果などの情報をすぐにもらえるんでしょうか。

○黒木専門委員　現実はなかなか難しいです。

○小泉委員　そういう意味で、新たに今回のことを教訓に組まれたのかと思ったんです。

○黒木専門委員　図としては、こういう図がありますが、なかなか警察からの情報入手が困難というのは、一緒かと思います。今後それが改善されるといいと思います。

○元井座長　そうですね。例えば警察科学研究所ですとか鑑識は相当の症例数を持っているわけですね。ですから、そういうところがうまく情報を提供できたら、データとしてはかなり集まるんじゃないかと思いますがけれども、やはり捜査上の秘密事項なんでしょうね。

そのほか、春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員　最初に、欧米では日本の中毒情報センターが設立される30年も前から、情報と治療と物質の分析が集約的に行われるようなセンターがあったというお話でしたけれども、日本で今後、そういう総合的なセンターが設立されるような計画、あるいは提言のようなものはあるんでしょうか。

○黒木専門委員　実際には、それだけのものを動かすのは公的な機関、国立でないと運用はなかなか難しいと思います。当財団の専務理事の吉岡敏治先生が、日本学術会議のトキシコロジー部門の委員をしておりまして、分析センターの必要性について絵を描いてくれないかといったような御要請を受けているとは聞いておりますが、具体的な計画等については、今のところないようです。本当に残念ではあります。

○元井座長 それは大学なども部分的にはないのでしょうか。

○黒木専門委員 ないです。

○元井座長 そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、黒木専門委員、どうもありがとうございました。本日の講演内容、また今日出された意見につきましては、事務局の方でとりまとめをお願いいたします。また、追加意見等がありましたら、随時事務局の方へ連絡していただくことにしたいんですけれども、事務局の方はよろしいでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 結構でございます。

○元井座長 予定された議題は以上となりますが、ほかに何かございますでしょうか。

事務局の方は、特に何かございますか。

○酒井情報・緊急時対応課長 特にございません。

○元井座長 それでは、以上をもちまして、第25回「緊急時対応専門調査会」を終了したいと思います。御協力、どうもありがとうございました。